解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十六年三月十八日開催の通常総会の決議により、平成二十六年六月二十日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月五日

千葉県君津市藤林四五一番地

君津市藤林土地改良区

代表清算人　笈川　彰

解散公告（第二回）

当基金は平成二十六年七月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月五日

東京都港区西新橋一丁目一二番四号

全国光学工業厚生年金基金

代表清算人　齋藤太増光

解散公告（第三回）

当法人は、法定の移行期間の満了により、平成二十五年十一月三十日付をもって解散したものとみなされたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月五日

大阪府池田市室町七番一三号

社団法人室町会

代表清算人　上田　澱

配当公告

北海道苫小牧市旭町一丁目一番一四号

破産者　坂木材工業株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所苫小牧支部平成二十五年（フ）第一三五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金八七、四一一、九一五円

一、配当をすることができる金額

金六三、八四〇、五八九円

平成二十六年九月五日

札幌市中央区北五条西一一丁目一七番一号

破産管財人　弁護士　仲世古善樹

配当公告

静岡県静岡市葵区井宮町一一七番地

破産者　鈴萬工業株式会社

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十五年（フ）第四三三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金四七八、六五一、六二一円

優先債権　金四一、〇一九、六八四円

一、配当することのできる金額

一般債権　金一八三、四五四、四三〇円

優先債権　金四一、〇一九、六八四円

平成二十六年九月五日

静岡県静岡市駿河区寿町五番一七号　静岡はるひ法律事務所

破産管財人弁護士　鈴木　紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市湯川町二丁目七番地一、最後の住所北海道函館市本通一丁目五〇番一五号

被相続人　亡　岩佐　章夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

北海道函館市中道二丁目二四番一五号ＫＩビル２Ｆ

相続財産管理人　弁護士　山内　良輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道岩見沢市一一条西四丁目一二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　西田　哲樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

事務所北海道岩見沢市五条西三丁目二番地　カギヤビル五階

相続財産管理人　弁護士　近藤明日子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県神栖市須田二九九八番地一、最後の住所茨城県神栖市須田二八九七番地二

被相続人　亡　菱木　信義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

茨城県神栖市大野原四丁目七番一一号鹿島セントラルビル新館五階

相続財産管理人　弁護士　瀧　智英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市中央二丁目六四〇番地、最後の住所茨城県土浦市上高津新町一〇番三四号

被相続人　亡　間原　光正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

茨城県土浦市港町一丁目七番三号小島ビル六階

相続財産管理人　弁護士　小菅　稔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市井尻五〇四番地、最後の住所千葉県木更津市有吉一六三〇番地一

被相続人　亡　和田　誠大

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

事務所千葉県木更津市新田一丁目七番一四号　相続財産管理人　弁護士　浜名　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県淡路市釜口二二五二番地、最後の住所東京都杉並区荻窪一丁目四九番五号

被相続人　亡　岡本　克己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　上村　哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区綾瀬六丁目三一番、最後の住所東京都足立区綾瀬六丁目三一番一二―六〇三号

被相続人　亡　藤原　清石

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

東京都千代田区神田神保町三―六―一五ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区宮前五丁目一〇番、最後の住所東京都杉並区西荻北二丁目六番一二―二一五号パークホームズ西荻窪

被相続人　亡　金子　文藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

事務所東京都港区新橋二丁目二〇番一五号新橋駅前ビル一号館五階藤光・鈴木法律事務所　相続財産管理人弁護士　鈴木　一夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区渋谷二丁目一二番地、最後の住所東京都中野区南台五丁目七番一―一〇四号

被相続人　亡　松葉美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

東京都中央区銀座三―八―五銀商ビル四階

緑川由香法律事務所

相続財産管理人　弁護士　緑川　由香（登録姓　大井川）